

◆ ◆ ◆ 請求書における押印省略に関する Q&A ◆ ◆ ◆

令和 8 年 9 月改正

	Q（質問）	A（回答）
1	押印が省略できるのはいつからか。	令和6年4月1日以降に発行した請求書が対象になります。
2	すべての請求書で押印省略できるのか。	法令・条例等により押印が義務付けられているもの及び契約又は要綱等で請求書に請求者の記名・押印をもとめているものなどは、押印省略できません。 また、請求権や受領権が委任された請求書についても押印省略できません。
3	請求書について、個人や個人事業主も対象ですか。	法人の事業者と同様に対象となります。個人及び個人事業主の場合は、発行責任者及び担当者の記載は不要です。
4	従来どおり、請求書に押印してよいか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。その際、契約書等があるときは、同一印をご使用ください。
5	押印省略する場合はどうしたらよいか。	請求書に「発行責任者の役職名・氏名（フルネーム）・連絡先及び担当者の氏名（フルネーム）・連絡先」の記載が必要になります。
6	発行責任者とは誰か。	代表取締役又は、支店長や営業所長といった社内において権限の委任を受けた役職者となります。
7	担当者とは誰か。	本件に関する事務を担当する請求元の担当者となります。
8	なぜ発行責任者と担当者の記載が必要なのか？	請求書の真正性を担保するためです。請求内容に不明な点があった場合など、担当課から確認の連絡をすることがあります。
9	発行責任者と担当者が同じ場合はどのように記載するのか。	発行責任者と担当者が同一人物であっても問題ありません。その際は、担当者については「同上」と記載してください。
10	代表者と発行責任者と担当者がすべて同じ場合はどのように記載するのか。	一人で事業所等を経営されている場合はすべて同じになることが想定されますが、その場合、代表者の職名・氏名（フルネーム）及び発行責任者の記載は、省略できません。上記9と同様に担当者については「同上」と記載してください。
11	請求書について、法人の代表者の職名・氏名等も省略できるか。	請求書について、法人の代表者の職名・氏名（フルネーム）等は省略できません。
12	連絡先は携帯電話番号でもよいか。	固定電話番号としてください。ただし、固定電話を設置していない場合は携帯電話番号でも構いません。
13	請求書を電子メールで	電子メールでの提出は、今回示した「Q&A」及び「記載例」の遵

	提出可能ですか。	守により可能です。お手数ですが、送信後に担当課へ受信確認の連絡をお願いいたします。
14	電子メールで請求書を提出する場合、請求書のファイル形式に指定はありますか。	電子メールで請求書を提出する場合は、書類の改ざん防止のため、PDF 形式に限定しています。
15	請求書を FAX で提出することは可能ですか。	FAX での提出は認められません。(文字等が不鮮明となるため。)
16	押印を省略した請求書に記載誤りがあった場合、訂正印での対応は可能ですか。	押印を省略した請求書に記載誤りがあった場合、訂正はできません。正しい記載内容の請求書を作成し、再提出してください。
17	請求書が複数ページにわたる場合、割り印の省略は可能ですか。	下記のいずれかの要件を満たしていれば、省略可能です。 ①各ページに同一の請求書番号が付されている。 ②×/○ページのように総ページ数と各ページ数が付されている。
18	請求権や受領を委任する場合に提出する委任状も押印を省略できますか。	今回の改正で省略できるようになったのは請求書の押印のみです。委任状は他の書類と異なり、委任者の意向を明確に確認する方法が現在のところ押印以外の手段が少ないため、これまでどおり押印された請求書を提出してください。